

平成26年 第1回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成26年1月9日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成26年1月9日

東京都教育委員会第1回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第1号議案

請願に対する回答について（『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める請願
外11件）

第2号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 平成25年度 いじめの実態及び対応状況把握のための調査結果について
- (2) 東京都の児童・生徒の体力の状況について

| | |
|-----|--------|
| 委員長 | 木村 孟 |
| 委員 | 内館 牧子 |
| 委員 | 竹花 豊 |
| 委員 | 乙武 洋匡 |
| | (欠席) |
| 委員 | 山口 香 |
| 委員 | 比留間 英人 |

| | | |
|-----------|--------------|--------|
| 事務局 (説明員) | 教育長 (再掲) | 比留間 英人 |
| | 次長 | 直原 裕 |
| | 教育監 | 高野 敬三 |
| | 総務部長 | 松山 英幸 |
| | 都立学校教育部長 | 堤 雅史 |
| | 地域教育支援部長 | 前田 哲 |
| | 指導部長 | 金子 一彦 |
| | 人事部長 | 加藤 裕之 |
| | 福利厚生部長 | 高畑 崇久 |
| | 教育政策担当部長 | 白川 敦 |
| | 教育改革推進担当部長 | 出張 吉訓 |
| | 特別支援教育推進担当部長 | 廣瀬 丈久 |
| | 全国高校総体推進担当部長 | 鯨岡 廣隆 |
| | 人事企画担当部長 | 粉川 貴司 |
| (書記) | 総務部教育政策課長 | 壹貫田 剛史 |

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成26年第1回定例会を開会します。

おめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。

本日は、乙武委員から御都合により御欠席との届出を頂いております。

まず、取材・傍聴関係でございます。取材は、朝日新聞社外2社、合計3社からの申込みがございました。頭撮りも行われる予定です。個人の傍聴希望は、合計20名からの申込みがございました。

許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、入室をしていただいでください。

日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、私の方から一言申し上げます。

昨年の東京都教育委員会定例会において議事を妨害する行為が行われ、当該行為を行った者に対して東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき退場命令を出さざるを得ない状況が生じたことは極めて遺憾であります。

今後も傍聴人規則に違反する行為があり、一度注意を促してもなお違反行為を行う場合には退場を命じます。また、傍聴人が教育委員会室に入室並びに退室する際に、大声で騒ぎ速やかに着席しないと行った行為や、速やかに退室しないと行った行為も議事を妨害する行為に当たりますため、退場命令の対象となります。

なお、必要に応じて法的措置を取ることも視野に入れて対応させていただきますので、この点についても御留意をいただきたいと思っております。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員に申し上げます。

前々回の会議録

【委員長】 前々回平成25年11月28日開催の第19回定例会会議録であります。先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認をいただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第19回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということで取扱いをさせていただきます。

前回平成25年12月19日開催の第20回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

次に、非公開の決定であります。本日の教育委員会の議題のうち、第2号議案につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取り扱います。

議 案

第1号議案

請願に対する回答について（『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める請願外11件）

【委員長】 それでは、議案の審議に進みます。

第1号議案、請願に対する回答について（『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める請願外11件）の説明を、指導部長、よろしくお願いたします。

【指導部長】 第1号議案、請願に対する回答についてでございます。

昨年、平成25年9月30日から12月末日まで東京都教育委員会で受け付けた『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める請願外11件について、請願の内容及び請願に対する都教育委員会の回答案について御説明させていただきます。

議案資料右下にページの番号が打ってございます。2ページを御覧ください。別紙1でございます。中段2を見ますと、請願者ですが、教育問題懇話会、教科書正常化ネットワーク23事務局、練馬区の子供の未来を考える会、3団体から出ておりました、まず、教育問題懇話会からの請願の趣旨及び理由ですが、上の(1)で「都教育委員会にあっては、『はだしのゲン』を教育の目的に反する有害図書として認定し、教育現場から速やかに撤去すべく、都立学校に対して必要な措置を行うとともに、所管する区市町村教育委員会に向けて指導するよう、強く求める。」というもので、請願書はこの後4ページから12ページにそれぞれ添付してございます。

2番目の教科書正常化ネットワーク23事務局からの請願ですが、その趣旨は(2)に「都教育委員会は、明らかに選定基準から違背した有害図書である『はだしのゲン』を、児童・生徒が自由勝手に手に取れるような学校図書館に配架する行為は、児童・生徒の心身共に健康な育成を期する教育基本法、学校教育法、学校図書館法、全国学校図書館協議会図書選定基準に依らぬ、違法な行為であることを認識され、速やかに都内公立小中学校関係者を指導し、これら『毒書』を放逐すべきである。」というもので、13ページから15ページに請願書を添付してございます。

3番目の練馬区の子供の未来を考える会からの請願ですが、(3)「漫画『はだしのゲン』は、我が国の憲法をはじめ各種の法律、要領に違反、またはその趣旨に反した図書であり、且つ史実に悖る内容の図書である。教育的見地からみて、これからの日本を背負って立つ子供たちへの正当な教育効果を決定的に阻害し、極めて大きな悪影響を及ぼすことは明白である。よって本書を都内公立小・中学校の学校図書館から排除するよう御指導くださることを切望する。」というもので、16ページから19ページに請願書を添付してございます。

1枚めくって3ページでございます。こちらの請願ですが、「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める請願を提出した4から10までの7名と、『はだしのゲン』の自由閲覧を求める練馬区民の会及び子どもの権利・教育・文化 全国センターの2団体から請願が出されております。

まず、4から10までの請願を出された7名ですが、(1)「東京都内の教育機関(公立学校、学校図書館を含む。)や公共の図書館から、『はだしのゲン』を撤去す

ることなく、これまでどおり、子どもたちが自由に閲覧できるようにしてほしい。」という趣旨で、7名別々に出されてはおりますが、同一文面で、20ページにその1枚を添付してございます。

次に、『はだしのゲン』の自由閲覧を求める練馬区民の会からの請願ですが、その趣旨は（2）で「東京都の教育委員会におかれても、いかなる圧力に屈することなく、子どもたちが自由に『はだしのゲン』を学校で閲覧できる状態が維持されることを、私たちは強く願っている。」というもので、21ページに添付してございます。

次に、子どもの権利・教育・文化 全国センターからの請願ですが、この趣旨は（3）として「漫画『はだしのゲン』が学校図書館などで、子どもたちに自由に閲覧できる状態を維持することを求める。」というもので、22ページに添付してございます。

この「はだしのゲン」については、昨年10月22日の東京都議会文教委員会においても質疑がございました。その議論も踏まえて検討した結果、これらの請願に対する回答については23ページを御覧ください。回答の案を読み上げます。

東京都教育委員会は、「はだしのゲン」について、「教育現場からの撤去」あるいは「自由閲覧の維持」等を求める請願には、以下の諸点に鑑み、応じることはできません。

- 学校図書館においては、児童・生徒に幅広い知識と教養を身に付けさせるべく、様々な図書館資料が置かれることが必要である。
- 校長は、学校における教育活動をはじめとする校務について権限と責任を有しており、図書館資料の選定事務についても同様である。東京都教育委員会は、今後とも区市町村教育委員会とともに、学校図書館のあり方を踏まえつつ、校長による図書館資料の選定事務が適切に行われるよう取り組んでいく。
- 「はだしのゲン」は、作者が、自らの個人的な体験や戦争等に対する私的な見解を、作者独自の表現により、漫画として作品にしたものであり、客観性やバランスの取れた記述が求められる教科用図書とは異なるものである。
- 「はだしのゲン」については、暴力的な表現など、その一部に教育上の配慮が必要な表現がある。

もとより、学校における読書指導については、児童・生徒の発達段階に応じて適切に行われなければならない。

東京都教育委員会は、以上の点について、都立学校や区市町村教育委員会に周知してまいります。

あわせて、東京都教育委員会は、引き続き、教育基本法や学習指導要領等にとり、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度や、国旗・国歌の意義等について、児童・生徒を正しい理解に導くよう、都立学校や区市町村教育委員会に対して指導・助言を行ってまいります。

なお、公立図書館では、一般公衆の利用に供するため、館長の権限と責任において資料の収集と提供を行っており、収集した資料は原則公開としております、という案でございます。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。御意見ございますか。

【竹花委員】 今の説明の中で、都議会での議論があったというお話がありました。その詳細を教えてください。

【指導部長】 10月22日の文教委員会では、自民党の古賀俊昭委員から質問がございまして、「はだしのゲン」について、まず、現状はどうなのか、都立学校の図書館にどの程度置かれているのかといった御質問、さらに、この「はだしのゲン」については一部に天皇批判や国旗・国歌を冒とくする場面が含まれている、そういう表現があるけれども、それについてどのように考えるか、こうした漫画を学校図書館に置くことについての見解を伺うといった御質問がございまして、私どもの方からは、都立高校においては約4分の3の高等学校に「はだしのゲン」が置かれているということ、さらにその「はだしのゲン」が学校図書館に置かれていることについては、そもそも学校図書館は、子供たちに幅広い知識と教養を身に付けさせることが重要であると答弁いたしました。また、先ほどの回答の案にもあったように、各学校に対して図書館資料の選定については、校長の責任と権限の下できちんと選定するように、といったことを都立学校や区市町村教育委員会に指導してまいりますという答弁をした内

容でございます。

【竹花委員】 ほかにそれを巡る議論はありませんでしたか、その先生の質問に恐らく教育長かどなたかがお答えになって、それでやり取りは終わっているわけですか。

【指導部長】 これ以外の質問はございませんでした。

【竹花委員】 もう一つ質問をします。東京都の区市町村の教育委員会では、「はだしのゲン」に関わる請願陳情は出ていますか。

【指導部長】 こうした「はだしのゲン」に関わる請願陳情の状況ですが、練馬区については既に報道されているとおり、陳情として撤去、制限を求めるものと、自由閲覧の維持を求めるものの両方が出ておりますが、これ以外には今のところ港区、足立区、大田区、西東京市の3区1市に撤去を求めるという請願陳情が出されている状況でございます。

【竹花委員】 それぞれの区市町村の教育委員会の対応は、どのようになっていますか。

【指導部長】 現段階では、請願陳情が出されているということは聞き取っておりますが、その後の対応については把握してございません。

【竹花委員】 他の道府県についてはいかがな状況がございますか。「はだしのゲン」そのものは国内のみならず、国外でも相当読まれている本ではないかと思いますが、そういう状況は分かりますか。

【指導部長】 埼玉県、神奈川県、千葉県には確認してございますが、この近隣3県においては、こうした請願陳情は出ていないと聞いております。

【竹花委員】 もう1点、過去に個別の図書を図書館に置くかどうかということについて請願がなされた、あるいは紛議がいずれかで起きた、そうしたことはかつてありましたか。

【指導部長】 特定の図書を巡って、それを置くか置かないかということについての請願は、これまでございません。

【竹花委員】 ありがとうございます。もう一度確認しますが、図書館にどんな本を設置するかということは、基本的に学校図書館法という法律に基づいて、その趣

旨に沿って選定がなされていく、その選定を行う立場にあるのは基本的に学校の校長先生だということですが、この「はだしのゲン」という本を選定するということが他の法令、例えば東京都青少年健全育成条例とか様々な法令に基づいて、何か問題があるということが言えますでしょうか。

【指導部長】 学校図書館法の第2条には、学校図書館の設置目的が規定されていますが、ここで規定されていることは、一つは、図書館の資料を児童・生徒あるいは教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与する、さらに児童・生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられている設備という規定がございますので、図書館法からは、この設置の目的を達成する図書と考えることができます。

また、先ほどの請願にもございました全国学校図書館協議会図書選定基準というものがございますが、多くの学校ではこの選定基準を基に、参考にして選書をしております。この中には、その内容、あるいは児童・生徒の発達段階に即しているか、様々な基準が設けられておまして、私どもとしては、この選定基準に反するものではないと理解しております。

【竹花委員】 その選定基準というものは学校図書館法の下位法令ですか、それとも学校図書館の運営者が集まってみんなでこうしようと決めた自主的なルールですか。

【指導部長】 これは全国学校図書館協議会が1980年に制定したもので、学校図書館法の趣旨を踏まえて全国学校図書館協議会が基準として設定したものでございます。

【竹花委員】 今、請願の中身をずっと見ておりますと、この選定基準に「はだしのゲン」は反するのだ、抵触するのだという意見が一部あるように見受けられますが、それについては事務局においては、そうであるかどうかについて検討されたわけですね。

【指導部長】 全て読んで検討してございます。

【竹花委員】 そうすると、その基準に反するものではないと考えるわけですね。

【指導部長】 先ほどの回答案にも述べたとおりですが、一部に暴力的な表現など

がございまして、教育上の配慮が必要な表現があるということは認識してございます。

【竹花委員】 請願の中にはこの本を置くべきだという意見も逆にあるわけですが、そちらの請願の趣旨は、今ある図書館に置かれているものをそのまま存続すべきだという意見なのですか、それとも、置いていないところは置くべきだという意見なのですか。

【指導部長】 自由閲覧の維持を求めるという趣旨ですので、子供たちが自由に取って読むことができるということをも求めたものですが、私どもの見解としては、そもそも学校図書館にある資料あるいは読書についての指導は、それぞれの発達段階に応じて適切に行った上での話でありまして、無制限に何でもかんでも子供の自由に読ませてよいという見解ではございません。

【竹花委員】 両方の立場からの請願があつて、これに対して東京都教育委員会としてどう対処するかという、ある意味で結構難しいものではあるのですが、私が余りしっかりと本を読まない立場なのかもしれませんが、図書館といえはいろいろな本が置いてある、いろいろな立場の意見もある、そういうものだと思っているんです。学校図書館も、学校図書館ですから、余りいいかげんな本は置けないということは分かるけれども、しかし、予算の範囲の中ではありますが、そういういろいろな意見がある本がそれなりに置かれているというものであろうと思うのです。

東京都教育委員会として、自分たちの都立学校の図書館に置かれている本について一冊一冊精査して、この本はよい、この本はまずい、これはやめようということを私にやれと言われても、ちょっとそれは少し違うのではないかとも思うんです。

学校の校長先生が選定の責任を負うて、役割を担って、この学校図書館法の選定基準に従って、それなりに精査をして設置を決められた本だということについては、私どもとしては一応そこを信頼して対処していくということが、まず教育委員会としての当初の対応であらうと思うのですね。

「はだしのゲン」についていろいろ御意見があるということについては、今回の請願を見てもよく分かったのですが、そういう全体としての学校図書館運営の在り様についての法令あるいは実質的なルールといったものの中で、それを逸脱しないで運営

されている限りは、そこは教育委員会としてあせい、こうせいというような問題ではないのではないかと私は感じるところでございます。

今回、教育委員会として出そうとしている案は、23ページですか、ちょっと読んでみて、何を言っているのかよう分からないところもありますが、いろいろな請願があって、そこを頭に置いて書かれているものであるために、てにをは、順番とか、そうしたことがきっちりしていないという感じもするけれども、同じ問題ですから、まとめて請願に答えようとするれば、趣旨としてはこういうところではないかとも思います。

したがって、私としては、これで請願に対する答えとしてよろしいのではないかとと思いますが、他の委員の先生方から何か御意見があればと思います。

【内館委員】 私も竹花委員と全く同意見なのですが、この23ページの回答、これは何回読んでも意味が余りよく分からないのですね。それで、どうして意味が分からないのだろうとさっきから考えていたのですが、この四つの丸印の内容はすごくよく分かるのです。ただ、結局何を回答しているのかが結論として書かれていない気がするのですが、つまり、東京都教育委員会としては学校図書館のあり方及び図書館資料ということについては、それぞれの持ち場に一任するということですね。

【委員長】 一任ではなくて、信頼関係に基づいて校長に付託するということだと思います。

【内館委員】 信頼して、そちらに委ねるということですか。

【指導部長】 そういうわけではございません。特に丸の2番で強調してございますが、そもそも図書館の資料の選定事務は校長の権限と責任でございます。ただし、では、東京都教育委員会はそれに一任して、後はお願いしますというのではなく、東京都教育委員会としても実は平成22年3月30日に、これは都立高校ですが、学校図書館の適切な管理運営についてということで、各校長先生方に通知をしてございまして、この中で、例えば本を選ぶ基準とか、その手続とかいったものをきちんとした上で、その選書の仕方がきちんとできているのかを校長先生として検証してくださいということも申し上げます。そうした取組を私どもも学校と一緒にやっていくというスタンスでございます。

【竹花委員】 内館委員おっしゃるように、それでは任せてほったらかすのかということになると、例えば何か非常に偏った本ばかりが置かれている図書館について、これは問題だという請願があったときに、それが事実であれば、そこは教育委員会としても何か言っていける、言っていかなければいけない、またそれを言っていく権限もあるように思いますが、一冊一冊の本について、これはどうだ、あれはどうだと教育委員会が言うかねということになると、そこはちょっと違うのではないのでしょうか。それが法令に違反しているというものであれば別ですが。

【内館委員】 おっしゃることは非常によく分かりますし、同意できるのですが、その意図がこの23ページから読み取れるかどうかという、その1点なんです。

【委員長】 竹花委員もおっしゃいましたように、これは両サイドからの請願に答えた形になっているので、内館委員が気にされているような状態になっているのですが、なかなかこれは難しいですね。

【内館委員】 そうですね、両サイドからの答えに関しては、「鑑み、応じることはできません。」という頭2行で十分に分かると思うんです。これで十分に分かると思うのですが、今ここでおっしゃっていたことがこの4点及びその次の6、7行の中から読み取れるか、それがちょっと不安だったのですが、その事前の状態があって、皆さんがそれで読み取れて、こちらの意図を間違いなく受け止められるということであれば、これで問題はないと思います。

【委員長】 御意見はいろいろあろうかと思いますが、請願が出たものに対してはなるべく早く対応するということが必要ですので、特にほかに御意見がございませんでしたら、これでお認めいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。
—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については原案のとおり御承認いただいたということで取扱いをさせていただきます。

報 告

(1) 平成25年度 いじめの実態及び対応状況把握のための調査結果について

【委員長】 それでは、引き続き報告事項の（１）平成25年度 いじめの実態及び対応状況把握のための調査結果について、説明を、同じく指導部長、よろしくお願い申し上げます。

【指導部長】 平成25年度、今年度の上半期4月1日から9月30日までの期間で、都内の公立学校で認知した、いじめの件数など、いじめの実態と、それに対する学校の対応状況がまとまりましたので、御報告させていただきます。

この調査の趣旨あるいは内容については左側に書いてございますが、特に内容としては、いじめの疑いがあるため確認中の件数も含めているということ、それから、学校はどのようにしてそのいじめを認知したのかということなどについて詳細な調査をしてございます。

調査の方法、対象期間、対象学校は左側に書いてございます。

右側にまとめた件数ですが、この4月1日から9月30日までの間に都内公立学校で認知した件数は1番の表の一番右側ですが、合計で8,151件ございました。このうち解消した件数は6,300件、継続中が1,851件、疑いがあるものが1,274件となっております。

この件数が多いのか少ないのかということですが、昨年度の場合は7月に1回、7月の時点でのいじめの認知件数についての調査を実施し、そしてそれが解消したかどうかをはかる2か月後の9月の調査というややイレギュラーな調査をしておりまして、今回のように6か月間で把握した調査とは異なった形で実施いたしました。

そこで、参考となる件数としては、国の児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、平成24年度間でいじめがどれだけあったかということの結果では、平成24年度1年間で1万1,604件でございました。この数字と比較しますと、半年で8,151件ということですから、学校の把握する件数は、単純に言ってやや多く把握されているという傾向はうかがえるかと思えます。

次に、重要な点は2番のいじめの主な端緒で、学校はどのようにしていじめを把握したかという端緒を確認しました。今回の調査で新たに加えたポイントとして、例えばアンケート調査によって把握したものは、一番右上になりますが、3,181件、全体の39パーセントがアンケートで把握したという形でございます。従来はこのアンケー

トで把握したという形でしか調査しておりませんでした。

では、そのアンケートは誰が書いたのか、つまりいじめられている本人が書いたのか、それとも周りで見ている子供が、あの子がいじめられているということをアンケートに書いたのか、これを明らかにしたのは今回が初めてで、見ていただけますとおり、この3,181件のうちの大半2,823件は、いじめられている本人が記載しており、周りで見ている子供からの記載はこのように少なくなっております。

また、もう一つの傾向として、一番右側の合計を見ると、今見た被害を受けた子供本人の記載によるアンケート調査により発見というものが一番多く、全体では34.6パーセント、次いで、いじめられている本人が直接担任などに訴えるというものが21.3パーセント、次いで学級担任が発見するというものが14.1パーセントで、さらに、その被害を受けた子供の保護者からの訴えが13.1パーセントと続いております。

先ほども申し上げたように、いじめられた本人はアンケートあるいは直接担任に訴えることがありますが、その周囲の見ていた子供はどうしているかという、アンケート調査以外により発見の2段目にあるとおり、本人以外の児童・生徒からの情報は全体の5.3パーセントと少なくなっております。

ここが主な端緒のポイントで、結論としては、担任の先生はアンテナを非常に高くして、いじめの未然防止、早期発見に努めてはおりますが、結果としては14.1パーセントしか発見できていない。つまり、担任の先生だけでは把握することは非常に困難だということが分かります。そして全てのいじめを発見することは難しいということで、アンケート調査での記載とか、あるいは重要なポイントは、先ほど来、申し上げているとおり、本人以外の周囲の子供たちからの声を上げる、あるいは保護者と緊密に連携してその情報を把握するなど、様々な方法で様々な面から情報を把握していくことが非常に重要であるということがこの結果から明らかになったところでございます。

一番下に書いてあるとおり、アンケートの実施や、学校として担任以外の組織的な対応、保護者との連携、様々な手段による把握などをまとめてございまして、これについては11月の教育委員会でも、専門家会議の報告としていじめ総合対策を示した内容と重なるところでございます。

2枚目を御覧ください。いじめの主な態様でございます。いずれの校種についても、いじめのスタイルとしては、冷やかし・からかいというものが最も多くなっていますが、特徴としては、右上を見ていただきますと、パソコンや携帯電話などによる誹謗中傷が多く報告されてございます。

また、冷やかし・からかいは、主に言葉によって行われますので、その言葉の暴力、正しい言葉の使い方について、子供たちの主体的な取組を支援していくことが必要だということを右下にまとめてございます。

恐れ入ります、もう1枚めくって関係機関との連携、あるいはスクールカウンセラーによる対応状況などがございます。関係機関との連携の中で、警察と連携して解決に当たっている件数は77件で、先ほど申し上げた8,151件のうちの77件ですので、極めて少ない結果ではございますが、これは警察に相談しなければ解決が困難と学校が判断した事例で、ケースによっては重大な事態あるいは重大な事態に至る前に連携を図っているというものでございます。

また、右側に書いてございますとおり、日頃からスクールサポーターとも連携を図ることが必要であり、これは警察のOBの方が月1回程度学校に来て、学校と対応に当たるということでございます。

また、学校サポートチームというものは、既に平成22年から、小・中学校全校に設置されておりますが、これは警察以外にも福祉司とか、保護司とか、スクールカウンセラーといった関係の方々に集まっていただき対策を協議するという連携を図っております。

また、警察との連携の具体的な内容は真ん中に書いてございます。

下にはスクールカウンセラーによる対応が示してございまして、これについては既に今年度全校に配置したところですが、1,527件という全体の約20パーセントのいじめについてスクールカウンセラーが対応しているという結果でございました。

もう1枚めくっていただきますと、そのスクールカウンセラーが具体的にどのような取組をしているかでございます。校種別の特徴だけ申し上げますと、小学校では、被害の児童、加害の児童へのカウンセリングはもちろん、あるいは学級担任への助言・援助もありますが、目立つのは下から2番目、小学校のカウンセラーは授業観察

や校内の見回りを一緒にやっていただいているということが示されており、これは対応した件数のうちの約47.7パーセントではございますが、カウンセラーが積極的に校内の見回りなどに協力して下さっているという結果でございます。

一方、中学校はといいますと一番下、生活指導部会・教育相談部会という教員の部会があって、そこに積極的に関わっていただいているという特色がございます。

また高等学校は、件数が元々それほど多くはございませんが、カウンセリングを希望する生徒に対する対応が他の校種に比べて高くなってございます。

右側には、いじめに関する校内研修の実施状況が書いてございまして、校内研修は校種を問わず全校で行われてございます。

また、9として区市町村もそれぞれに特色のある取組を行っておりまして、子供サミットなどの取組、教員の指導力向上を図る取組、あるいは一番下のスクールソーシャルワーカーを活用した取組など様々展開していただいております。

そのスクールソーシャルワーカーの具体的な取組として、いじめが原因で不登校になった場合、あるいは虐待を受けている場合、転校してきた児童・生徒の不安を解消するなど、スクールソーシャルワーカーは家庭訪問ができるということで、校内ではスクールカウンセラー、家庭訪問ではスクールソーシャルワーカーを活用しているという取組が報告されたところでございます。

最後に区市町村別のそれぞれの報告の件数をまとめてお示しました。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見はございますか。

【竹花委員】 今スクールソーシャルワーカーのお話が出ましたが、これは全都的に見ると、今どれぐらいの方が活用されているのでしょうか。

【生徒指導担当主任指導主事】 事務局でございます。今全都で37地区で実施しておりますが、採用しているソーシャルワーカーは67名を確保して対応してございます。

【竹花委員】 それについては都の教育委員会からの予算上のサポート等は行われているのでしょうか。

【指導部長】 これについては国が6分の1、東京都が6分の2、区市町村が6分の3という割合で負担して実施しております。

【竹花委員】 なるほど、それなりにうまく活用されれば、いじめばかりではなくて、不登校の問題を含めて相応の効果と言うのも変ですが、適切な対応になるのではないかと思いますので、この点、もう少し広げるような施策ができないですかね。

【指導部長】 今申し上げた負担の割合はございますが、スクールソーシャルワーカーを活用することで様々な問題が解決されてきておりますので、そういう取組の紹介というようなことは進めていまして、区市町村に対しては、そのような活用事業を是非行っていただきたいとお願いをしております。

【予算担当課長】 予算担当課長です。平成26年度の予算要求として、先ほど37地区で現在導入しているという説明をしましたが、全区市町村で配置できるように、規模と予算の拡大を要求しているところでございます。

【委員長】 人数についてはいかがですか。

【予算担当課長】 同じく、人数についても増やせるように、今予算の要求をしているところでございます。

【竹花委員】 一度どこかの機会に、スクールカウンセラーの方とスクールソーシャルワーカーの方と、ちょっと2時間ぐらいディスカッションするような機会を設けてくれると、もう少し実態が分かるし、我々としても、それを拡充することが本当に、いじめによる様々な事故を防ぐ上で、これは良いということであれば、またもう少しいろいろな施策も考えられるかと思いますので、それも少し検討していただければと思います。

ところで、今、いじめの問題で警察に相談された事案もあるようですが、東京都教育委員会としても、これはとあって、いろいろ一生懸命知恵を出して対応しているような事案がありますか。

【指導部長】 特に特定の学校の特定のいじめに関して、私どもで直接関わっているものはございません。学校あるいは区市町村の段階で対応していただいております。

【竹花委員】 分かりました。いずれこの件数というものは、大事なものではある

のですが、問題は個々の中身にどうきちっと対応するかですので、余り増えた減ったとか、そんなところで右往左往することではなかろうと思います。全体の状況を把握するということで意味があることだと思いますので、そのようにお考えいただいて、これが減ったから、いじめ対策がうまくいったとか、そういうものとして考えないようには是非ともよろしく願いをいたします。

【内館委員】 このアンケートは無記名ですよ。

【委員長】 恐らく無記名でしょう。

【指導企画課長】 記名を原則にはしていますが、それは選べるようにはしていません、無記名でも構わないようにはしています。

【内館委員】 記名でも無記名でもということですか。そうしますと、いや、これは他者の、被害を受けた本人以外の子供からの件数が余りにも少ないので、2,823件に対して358件かと思っ、無記名と言っても、これは、なぜこんなに少ないのか、何か理由は考えられますか。つまり、分からないようにいじめているのか、あるいは書いたということがばれると、言いつけたということになって怖いのか、何か理由は考えられるのでしょうか。

【指導部長】 今委員がおっしゃったような理由は十分に考えられます。無記名であっても、当然こういう事実があるとアンケートに書けば先生は指導しますので、指導された加害の児童・生徒は、何で分かったんだ、誰かが先生に言ったからこういうことがあるのだということになるおそれがあるので、これについては、要するに子供たちがそういうことを見つけたら先生に声を上げてよいのだ、大丈夫だよということを、この間、総合対策でも強調しましたが、やはりそういう環境を作っていく、この本人以外の児童・生徒からの直接の訴え、あるいはアンケートの記載がより増えるような形に持っていきたいとは考えています。

【内館委員】 その状況は、被害を受けた本人も同じ状況にあるわけですから、その本人は、それを乗り越えて、俺はいじめられているのだと訴えたということですね。

【指導部長】 そうです。

【山口委員】 数が増えているということは決して悪いことではないわけですよ

ね。つまりその取り組んだ結果として、今までは上がってこなかったような事案についても対応ができていくということで、私は、逆にここは出た方がよい傾向なのかなと思いました。

また、先ほど内館委員がおっしゃったような、周りの子供たちが少ないのは、つまりその被害を受けている子が感じている痛みと、当事者とそれ以外の人の感覚の違いも非常に大きいのではないかと思うのですね。

周りで見ていると大したことないので、これはいじめと捉えていないという状況もあると思うので、そういうところを、本当にささいなことでも気を付けていこうというようなことを、やはり受けていない子たちが痛みを感じられるような指導は、もしかしたら、この結果からも、更に必要かなということは感じましたね。

【委員長】 ありがとうございます。今お二人がお触れになった点、すなわち他の子供たちからの情報が少ないという点は、やはり日本独特の状況だと思いますね。

これはいつも申し上げていますが、日本以外の国ですと、あなたの友達がいじめられたら、あなたの友達は困るでしょう。だから何か変なことがあったら先生に報告しなさい、あるいはスクールソーシャルワーカーに報告しなさいという教育を徹底的にやっていますね。

日本での2,823件に対して358件、それから1,739件に対する432件、いかにも少ないですよ。これを増やす努力も、また必要ではないかとかねがね思っております。

よろしゅうございますか。確かに山口委員がおっしゃったようなことはあると思います。私は前から、いじめについては表面に出てこないもので、統計をそのまま額面どおり信ずるなど言い続けておりましたので、そのとおりでという気がいたします。

それでは、この件については報告として承りました。

(2) 東京都の児童・生徒の体力の状況について

【委員長】 報告事項の(2)東京都の児童・生徒の体力の状況について、説明を、同じく指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 東京都の児童・生徒の体力の状況についてでございます。今回は、

1枚目の資料の真ん中にございますが、平成23年度から東京都の小学校から高校まで全ての児童・生徒を対象にしている統一体力テストと称していますが、この本年度の結果がまとまりましたので、この分析に基づいて東京都の子供たちの体力の現状と、今後どのような取組をしていくべきかについて御説明します。

まず左側ですが、全国の状況と東京都の位置でございます。全国の状況としては、小5の女子と中2の男子を示していますが、御覧のようにここ5年間に大きな変化はございません。

下の方は47都道府県における東京都の順位で、小学校については小5の男子、女子ともにこのように伸びてきておりまして、全国と同水準まで向上しつつあります。

一方、中学校の方は男女ともかなり低水準で、今年度、中2男子は全国最下位という結果でございました。

この理由を分析したのですが、一つは、毎日運動すると答えた子供の割合が、全国に比べて中学校2年生の場合は、東京都の子供たちは5パーセントから7パーセント少ない、逆にテレビを3時間以上見るという子供は、全国平均に比べて5パーセント多いということで、運動をしない、テレビを見ているという背景、あるいはこれは従前から言われておりますが、校庭や体育館が狭い。体力の上位県である福井県などでは、中学の体育館は高等学校より大きいところもあるようで、そうした施設設備の面なども背景としてはあると考えてございます。

真ん中へ参りまして、では、東京都だけを取り上げて見た変化でございます。平成23年度から実施しておりまして、これを偏差値50とした場合、小5は先ほど申し上げたとおり上昇傾向、中2と高2は上がりつつありますが、昨年度と比べると横ばいなし、また低下という傾向もあるという状況でございます。

これについては、小学校の場合は例えば休み時間や朝とか帰りに、全校縄跳び大会とかいう様々な体を動かす機会を設定しやすいのですが、中学、高校はほとんど体育の授業か部活動しかありません。特に全員が受ける体育の授業時間での実運動時間が果たして確保されているのかどうかという問題点がございます。

テストの項目別では、これは小学校から高等学校までまとめて上体起こし、反復横とび、行ったり来たりする回数をもって持久力を測るシャトルラン、これらについて

は上がってきておりますが、体全体を使って投げなければいけないボール投げについては、全国と同じように低下の傾向でございます。

右側で、生活・運動習慣等の調査をいたしました。ここは小1から高3まで女子の例を挙げてございますが、運動が好きか嫌いかとなると、やはり年齢に応じて嫌いだという子がだんだん増えてまいります。

これとは別に、得意か不得意かという意識を見ると、好き嫌いではなくて不得意だと感じる子供が、何と高3の女子では二人に一人以上という結果になっておりまして、運動は好きだけれども苦手だというような苦手意識を持った子供がいる。運動が好きで不得意だと感じている子供が約3割いるという結果で、これは数字は若干低くなりますが、男子も同様の傾向でございます。

その結果、運動をしている頻度を見ると、御覧のように全く運動をしない、これは体育の授業以外で体を動かす機会が全くないという高校2年生女子は約4割近いという結果で、特に中学、高校の運動が課題だということになりました。

左下にその課題がまとめてございます。一つは、中学、高校で体力向上を図る。また種目的にはボール投げができるような、体を調整する能力を高める。さらに生活習慣を改善する、運動の楽しさを味わわせるという課題がございまして、右側に今年度から第2次推進計画、この計画のテーマは、第1次推進計画は意識の啓発でした。今回第2次は行動を変えるということが最大の目標です。そのためには、ここに書いてございます①の体育の授業で準備運動をきちんとやるということ、効果的な補助運動を行うために、教員研修を実施するというものでございます。

二つ目として、運動をしない生徒の割合の多い都立高校がございまして、こちらは、体育の授業改善や部活動の活性化を推進する学校支援をしていきます。

また③として、運動意欲を高めるためのコーディネーショントレーニングというものを実践する学校を支援していくと。このコーディネーショントレーニングとは、1枚めくって別紙1で書いてございますが、徳島大学大学院の荒木教授が開発、提唱しているトレーニングで、体幹を鍛え、骨盤を鍛えるという、右側にあるような様々な運動をすることによって運動への意欲、あるいは自信を持って運動に取り組むという態度を育てる効果があるということです。これらについて先進的に取り組んで

いるのは、ここに書いてある自治体でございます。東京都では葛飾区が社会教育の一環として、放課後子供教室などでこれに積極的に取り組んでいます。

ちなみに、このトレーニングをやるとどういう効果があるかという、北海道羅臼町の例ですが、やればやっただけ反復横とびが伸びているという結果でございます。

東京都では、このトレーニングの実験校を現在10校、幼稚園から高校、特別支援学校まで指定して、これらの取組を推進しているところでございます。これからこうした取組を他の学校にも普及していくということが課題でございます。

そして1枚目に戻っていただきまして、これらに加えて、先ほども申し上げたとおり、やはり生活習慣の改善が決め手になります。そこで、保護者を含めてのアクティブライフ、生活を活動的にしていくというようリーフレットを様々な機会に配布するなどして活用を図っていくということをこれから一層強化していきたいという内容でございます。

参考として、3枚目には、その第2次推進計画の概要、これは昨年2月21日に教育委員会で報告した資料でございます。また、最後の4枚目には、この統一体力テストの8種目の内容、方法についてまとめたものをお付けいたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見ございますか。

【山口委員】 ボール投げは恐らく全国的に下がっている傾向にあると思うのですが、そもそも以前より、私などの子供の頃に比べて、キャッチボールしている親子がまずいない。ボールはもう投げるものではなくて、今蹴るものになってきている傾向があって、体力というよりはスキル、いわゆる投げる技術というところで記録が伸びていない部分で、小さいときからこういった器用さが得られていないと、中学校で幾ら体力が付いても、その記録は伸びていけないので、このボール投げという種目自体も、これは東京都独自でできるものではないのですが、もしかしたらもうそろそろ検討していく項目に入っていくのかなという気はしています。

【委員長】 私も今これを見て、同じようなことを思いましたが、日常生活の場の近くでボールを投げられるところがないんですね。公園は全部禁止ですから。それか

ら、キャッチボールをしていたら、近所からうるさいと文句を言われるという状況もある。

【竹花委員】 ごもつともですが、ボール投げというのは、やはり人間が人間として成立して以来非常に重要な能力として言われてきたわけで、かつボールを投げるということは体全体の力、筋力を測るかなり良いもので、筋力だけでなく、投げ方、手首の使い方、肩の使い方、そうした総合力を問われるものですから、是非とも残していただきたいと思います。

私は、この話をずっと聞いていて、いつも力が出ないです。指導部長、第1次何とか計画を推進してきたのもあなたではないですか。その結果47位ではどうしようもないではないですか。

【委員長】 これは本当にゆゆしき問題です。

【竹花委員】 ゆゆしき問題というか、これは47位だけれども、46位、45位と、こら辺はどんなところですか、やはり大都市ですか。

【指導部長】 例えば中2男子の最下位は東京都で、46位は北海道です。それから大阪府、神奈川県と兵庫県など、やはり大都市が多くなっておりませんが、北海道は低い結果で、例年の傾向でございます。

【竹花委員】 しかし、基本的に大都市の子供たちが環境に恵まれないということはあると思うのですが、どうでしょうか、体育の授業を、大都市とそれ以外の地域と、私は中身が変わってよいように思うのですが、学習指導要領上、そういうことは難しいのですか。

というのも、やはりこういう基礎的な体力がなければ、どんな技術を教えても始まらないと思うんですね。そして、やはり体育の授業にこうした基礎体力を増強するような中身をもっと加えられないのですか。

【指導部長】 今委員御指摘のとおりで、例えば体育の授業では、普通種目に入る前に準備運動を行います。実態として、悪いわけではないですが、ラジオ体操をやって、それですぐ入るのではなく、例えばその授業の導入時に腹筋とか、もも上げとか、スクワットとか、キャッチボールとか、そういういろいろな準備運動をした上で種目に入っていくということがきちんとできている学校と、必ずしも準備運動ができ

ていない学校がございますので、そこを右側に示したとおり、きちんとやっけていこうと考えております。

これをきちんとやっけている学校は、やはりそれなりに向上が図られているという結果も出ておりますので、これは是非進めてまいりたいと思っております。

【竹花委員】 分かりました。是非進めるとか、こうしますとか、もうそんな話は聞き飽きたので、何とか打開するような方策を考えていかなければいけないと思うんです。

その前提として、東京都の地域によって基礎体力に大きな、有意な差があるような状況は出ていますか。

【体育健康教育担当課長】 担当課長です。区市町村別に見ますと、地域によってというよりは、各区市町村の取組の差の方が大きいです。

【竹花委員】 申し訳ないけれども、よい取組をしているところはどんな区市町村ですか。

【体育健康教育担当課長】 例えば羽村市などは、市全体で体力の推進をしていくということで、かなり指導を徹底されていて、とにかく区全体とか、中央区もそうですが、やはりそういう取組が進んでいるところは高いです。

【竹花委員】 今回のこの調査は、そういうことが分かるような中身にして出していますか。ある程度区市町村で頑張ってもらわなければいけない側面も非常に強いので、何か競争してもらおうとか、いかにマラソンをやっても、委員長、もう4年ぐらいになりましたかね。それでも、これは全然上がらないですね。本当にいろいろなことを東京都でやろう、やろうと呼び掛けて、調査をして、これが問題だからこうしようとかいろいろ言っても、余り変わらないという状況をどうやって打開したらいいのかを、指導部はもう少し真剣に考えてみてくれませんか。

【内館委員】 校庭を芝生化した学校は、効果が上がっていますか。

【委員長】 そういう調査も必要ですね。何か分かりますか。

【体育健康教育担当課長】 数値的な体力との関連は、ちょっとまだ調べ切れていないのですが、芝生にすることによって子供たちが思い切り遊べる、転んでも痛くないとかいった話は聞いております。

【教育長】 それは、少し集計をしてみたいと思います。

【内館委員】 そうですね。

【委員長】 そうですね。中学生については、学力は非常に上がったので、次は体力ですね。学力は先生方が相当頑張ってくれていただいたのですが、体力についてはもう少しで、これは竹花委員が言われるように本当に喫緊の課題ですね。

【内館委員】 全国のトップランクはどこ県ですか。

【指導部長】 小5の男子、女子はともに福井県がトップです。中2の男子では茨城県、福井県、新潟県、秋田県、千葉県といったところが上位となっております。今年度の結果から見て、そのような形になっています。

【内館委員】 優秀な県は、大体学力検査と重なっていますね。

【委員長】 そうなんです。秋田とか福井とかね。

【教育長】 そうですね、秋田、福井辺りは学力と重なっていますね。

【委員長】 学力と完全にマッチングしていますね。

【竹花委員】 体育系の部活とこの体力の問題についても検討の一つの課題に乗せていただければ有り難いですね。部活を一生懸命やっている中学校は結構あると思うけれども、それが体力につながらないということは変な話だと思うんですね。

【委員長】 部活で懸命にやっている子供たちのプロポーションが少ないのではないですか。

【教育長】 来年度のこの調査の際に、できれば今年度も取り組んでみたいと思いますが、集計の方法を、今言われたいろいろな、例えば芝生の問題とか、部活への加入がどのぐらいかというような項目も調査していきたいと思います。

そして問題意識としては、中学生で部活をやっている子供は多分心配ないと思っています。問題は部活に入っていない子供たちの割合がどのぐらいいるのかということです。でも、運動部に入るだけが全てでないで、それはそれでよいのですが、ちょっとそのようないろいろな分析の仕方を考えて、そこから、次にどうするかということも併せて考えていきたいと思っています。確かに幾ら何でもこの中学の状況が悲惨なので、悲しくなります。

【竹花委員】 今教育長がおっしゃったようなことをやってほしいのですが、とに

かく余り精密な調査で、やってみたけれども、さほど有意なものが得られないという
ような資料を精密に集めようとするのはやめて、すごく選んで、アトランダムでよ
いと思うんです。

これは毎年1冊出しているわけです。これをずっと出していて、そのためにお金と
労力を使って、ずっと47位ではやっていられないです。だから、何かちょっと違った
視点で少し考えていかなければ。

要は本人たちにその気になってもらうにはどうしたらよいかにかかっていると思う
のです。やはり本人たちが、こんなテレビなんか見ていたのでは将来やっていけな
い、きちんとやろうと思ったり、体を動かすことは結構面白いなと思ったり、何かそ
ういうことがないと、ちょっとこの状態は放置しておくわけにもいかんような気がし
ますがね。

【山口委員】 もう1点だけ。体力測定は、その日のやる気もすごく重要で、本気
でやるか、「えっ、体力テストだろう」と言ってやるのとでは、体力があるかないか
ではなく、やる気というところはすごく影響があるんです。そこが先生の、ここでみ
んな頑張って、東京都は47位だぞ、どうなんだというようなことで、私は10位ぐら
いずっと上がるぐらい、多分下の方はもうだんごレースだと思います。

運動部の子たちも、後で部活をやると思うと、そこで力を出せなかったりすること
もあるので、運動部が必ず高いとは言えないので、例えば上位者を張り出すとか、そ
ういう中学生が興味を持つような工夫は必要かもしれないです。

【委員長】 そうですね、分かりました。

【竹花委員】 学力の調査は、競争させるのにいろいろな弊害があり得るけれど
も、体育はいいのではないですか。

【委員長】 体育については、そうですね。

【竹花委員】 もう少しみんな競って体力向上策に取り組んでもらってもよいと思
うので、そこを考えてください。

【委員長】 東京オリンピックも控えていますから、頑張ってもらわないと。

【山口委員】 でも国体は、東京がいつも、少年は良い成績です。

【委員長】 強いのですか。

【内館委員】 47位だということを生徒たちは分かっているのですか。

【指導部長】 順位として学校に配っているということはございません。

【内館委員】 でも、生徒が分かると、山口委員が今おっしゃったように、やる気になるのではないですか。

【指導部長】 もちろん学校に対しては、こういう非常に厳しい状況だということなことは伝えております。

【内館委員】 生徒に伝えろとは言っていないわけですね。

【指導部長】 きちんと伝えてまいりたいと思っております。

先ほどの補足になりますが、運動部に所属している生徒の割合は把握してございまして、中学校2年生女子では、所属している生徒は6割、したがって4割は所属していない。高等学校の女子では5割は運動部に所属している、5割は所属していないという状況は把握してございます。

【竹花委員】 他県はどうですか。他県との比較も見ておいてくださいね。中学校で6割もですか。

【指導部長】 東京都の場合、中2の男女合わせて6割の生徒は運動部に所属しております。

【体育健康教育担当課長】 報告書の20ページの上段に「運動部やスポーツクラブにはいっていますか」という問いで、運動部と地域スポーツも含めて聞いております。中2の男子で、東京都は84.5パーセントでございます。全日制高2で言いますと84.9パーセントということで、そんなに大きくは変わっていません。

【委員長】 また、いつも申し上げていることですが、日本の場合は、地域スポーツがまだ余り成熟していないという状況があります。他の国ですと全国レベルのクラブがたくさんあって、その下に幾つもの階層が作られていて、一番下に子供たちがいると、適当に遊ぶこともクラブでできるというようになっています。自然にスポーツに引っ張り込まれるという仕組みができてはいるのですが、その辺のシステムができていないという問題はありますね。

ありがとうございました。いずれにしても、学力が向上しても、体力がこれではちょっと悲しいので、何とかしていきたいと思えます。よろしくお願いします。

それでは、ただいまの件については報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

1月23日(木) 午前9時

教育委員会室

(2) 教育委員会職員表彰

1月23日(木) 午後1時

フロラシオン青山

(3) 全国都道府県教育委員会連合会総会・委員長協議会理事会等

1月20日(月)、21日(火)

フロラシオン青山

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回定例会は1月23日木曜日、午前9時から、ここ教育委員会室で予定してございます。

また、同日午後1時より教育委員会職員表彰をフロラシオン青山にて行う予定となっております。

なお、1月20日月曜日、21日火曜日、両日、フロラシオン青山において全国都道府県教育委員会連合会総会、また委員長協議会理事会等が行われる予定となっております。

以上でございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

日程以外の発言

【竹花委員】 予定された議題以外の、この間の議題についてちょっと御質問をいたします。当教育委員会にもその中間まとめが報告されましたが、例の小中高一貫校を設置することについての問題が最近報道されておりますが、この間の経緯について担当者はちょっと説明してくれませんか。

【教育改革推進担当部長】 教育改革推進担当部長でございます。これまでの経緯ですが、8月22日に竹花委員が言われましたように基本構想検討委員会の中間まとめを報告させていただきまして、その中でいろいろな課題が御指摘されたところでございます。その後の昨年10月ですが、定例都議会で同様に審議をしていただきまして、やはり同様の様々な課題が指摘されているところでございます。

これについては、現在、検討委員会で検討しているところでございます。

今後については、再度、検討内容について教育委員会に御報告し、御審議をしていただければと考えているところでございます。

【竹花委員】 これは1月7日付けの朝日新聞の夕刊によれば、都立小中高一貫校の構想について東京都教育委員会は白紙に戻す方針を決めたと書いてありますが、これはどういうことですか。

【教育改革推進担当部長】 新聞報道については、これ以外にも毎日新聞、東京新聞から報道されているわけですが、毎日新聞から12月の終わり頃に担当に連絡が入りまして、今後どうされていくのですかという質問がありましたので、都立小中高一貫教育校について次年度の検討予算を要求はしているという回答をしております。都立小中高一貫教育校の構想を白紙に戻すとか、どうしても2017年に開校するという話はしていないのですが、新聞報道には誤った内容を書かれているところでございます。

【竹花委員】 今要求している予算はどんな予算でしたか。

【教育改革推進担当部長】 今、外部有識者の方を入れて検討をしておりますので、その後の計画など、竹花委員からも御指摘いただきました小中高一貫教育の教育課程を作るのに時間が掛かりますので、更に検討していくための予算でございます。

【竹花委員】 分かりました。そうすると、その予算要求そのものは、私たち東京都教育委員会としては決定したのですが、それはそのまま残されているわけですか。

【教育改革推進担当部長】 教育委員会として要求をしております。

【竹花委員】 しているわけですね。それをどう査定するかは知事部局の側の御判断だということですね。東京都教育委員会としては、これまでの方針を変えているわけではありませんよというものが基本的なスタンスですね。分かりました。

この報道をこのように書かれたことについて、幾つかの観点で少し問題があると思っています。まず、今の事実関係からすれば、東京都教育委員会の立場は何も変わっていないということが、誤って伝えられているということが一つあります。

それから、東京都教育委員会で決められていないことが東京都教育委員会で決めたということで報道されているということについても問題があります。

今、マスメディアの方はおられないんですか。

【委員長】 はい。

【竹花委員】 私は、いるところで、この趣旨を是非とも話をしたかったのですがね。私は今ここに朝日新聞の記事を持っていますが、その他の新聞にも同じように書かれているとすれば、今この二つの点についてしっかりとした説明をしていただいて、場合によってはきちっと訂正記事も書いてもらいたいということを要請してもらいたいと思います。

私どもの東京都教育委員会の現時点は、引き続き関係者の中で議論をし、準備すべきものは準備をしていってくださいと。小中高一貫校というものは、東京都教育委員会としては初めてのことはあるけれども、東京都教育委員会で小学校を持つということにチャレンジすることについては、それなりの方向性があるのではないかと、私自身はそれを面白いと思っているのですが、ただ、4・4・4制を導入するかどうかについては様々な法令上を含めた問題があるので、十分検討しなければいけないということが、多分教育委員会全体のスタンスであろうと思いますので、それは崩さないで、予算要求もしっかりして対応してほしいと思います。

マスメディアが4・4・4制ということをいろいろ言っていますが、こういうことを新しいことだとして、新しいことですからニュースとして書くことは、そうかもしれませんが、しっかりとした議論の上でなされるべきものだという点についても、重々マスメディアの方々の取材に対してしっかり答えてほしいとお願いをしておきたいと存じます。よろしく願いいたします。

【委員長】 よろしく願いしますね。

それでは、引き続き非公開の審議に移ります。

(午前11時28分)